

# 江戸時代の上層農民の余暇と旅行

朴 晋 煥  
田中俊光 訳

## 【要 旨】

本稿では、玉尾家によって作成されて保管された年代記を通して、労働と余暇がまだ分離されなかった江戸時代の農村における庶民の余暇と旅についてその実態と意義を調べようとした。

中山道に面する鏡村に住む玉尾家は近隣の神社や寺で開催される祭りや娯楽行事に積極的に参加した。労働と余暇、宗教と世俗を二分法的に分ける現代社会と異なって江戸時代の神社や寺の宗教活動は庶民の余暇活動と密接な係わりを持っていた。江戸幕府は奢侈禁止令などを通して庶民の娯楽や余暇を規制しようとしたので、庶民たちは祭礼の名目を借りてその正当性を獲得しようとした。一般の人々は寺院で開催される秘仏行事や神社の儀礼として行われ始めた歌舞伎や能、相撲などの行事を楽しんでから日常生活に戻ったのである。

一方、玉尾家は子供を含む家族旅行の形態で最も人気の高い旅行地である伊勢神宮へ行って来た。そして当主の地位を相続する男性は30歳を前後にした時期になると故郷を離れて長距離旅行に行って来た。こうした長距離旅行は彼にとって故郷を離れて新たな人間関係に接しながら、見聞を広める絶好の機会になったと思われる。このように江戸時代の長距離旅行は個人の人生において通るべき一種の通過儀礼として、重要な意義を持っていたといえる。

## 【目 次】

1. はじめに
2. 村落内の宗教行事と余暇
  - (1) 鏡村の地理的位置と玉尾家の家業形態
  - (2) 寺院の開帳
  - (3) 神社の祭礼
3. 上層農民家の旅行形態と旅行地
  - (1) 当主の旅行
  - (2) 家族同伴の旅行
  - (3) 旅行地
4. おわりに

## 1. はじめに

今日のわれわれにとって余暇とは、日常の労働、家族や社会に対する義務から解放され、自分自身の個人的な満足を得るために活動する自由時間をいう<sup>1)</sup>。現代人にとっての余暇の利用は、趣味や娯楽、読書といった個人の領域での自発的な活動を意味する。しかし、村落・家族共同体の強力な統制・規制の下で生活していた江戸時代の庶民は、余暇活動のほとんどを村落や家族といった集団の中で行った。さらに、共同体を媒介とした余暇活動は、宗教行事、すなわち神仏に対する祭礼という形式を帯びてなされる場合がほとんどであった。本稿では、江戸時代の庶民の余暇と旅行が村落・家族共同体内における宗教行事という外皮を帯びて形成された点に注目し、その実態と意義について考察を試みた。

日本において、農村の生活文化に関心を持ち、これを体系的に調査・研究した最初の人物としては、柳田国男が挙げられる。柳田は、1910年代に自身が勤めた農政官僚時代の体験をもとに、経世済民の立場から民俗学研究を開始し、その後は近代化によって次第に失われていく農耕社会の風俗や慣行を収集・整理する過程で村落の余暇生活を体系的に調査した<sup>2)</sup>。柳田の研究以降、民俗学分野では、全国各地に散在する農村の風習と慣行についての実態調査を通じて、祭りや年中行事、休日などに関する基礎的な臨床資料を蓄積してきた<sup>3)</sup>。

民俗学分野の実態調査と比較すると、歴史学分野において農村の余暇に関心を持ち始めたのは、さほど古いことではない。古文書などの文献史料を利用して農村の余暇を学問的に分析した研究の成果として代表的なものに、古川貞雄の論著がある<sup>4)</sup>。古川は、村人が自律的に決めていた江戸時代の休日文化が近代以降の国家によって強制的に統合・統制される過程を究明することで、「休日」に関する近世村落の実態分析だけでなく、さらに進んで、近代以降における農村共同体の性格の変化までも明らかにしようとした。古川の研究は、従来の政治史・経済史的な立場において看過されてきた農村の日常と娯楽、余暇などに関する社会史・日常史的な観点からの研究の必要性を知らしめた点に意義を見出せる。古川の研究が発表された80年代後半、折しも地方自治体によって市町村史の刊行が盛んに行われ、村落史料へのアプローチが手軽になった結果、農村に対する研究分野は日常や余暇を越えて教育、医療、文化にまで拡大し、これらに関する様々な研究成果が報告されている<sup>5)</sup>。

本稿は、以上の研究動向を踏まえつつ、近江国蒲生郡鏡村の上層農家であった玉尾家が記録した『玉尾家永代帳』（以下、『永代帳』）を主たる史料として利用する<sup>6)</sup>。『永代帳』は、玉尾

1) バク・ジェファン／キム・ムンギョム共著『近代社会の余暇文化』（ソウル大学校出版部、1997）。

2) 『定本柳田国男集』（東京、筑摩書房、1962～1971）。このうち特に村落の生活に関して注目すべき研究成果としては、『日本農民史』、『都市と農村』（定本16巻）などがある。

3) これに関する代表的な研究成果として、「村と村人—共同体の生活と儀礼—」『日本民俗文化大系 第8巻』（東京、小学館、1983）、「暦と祭祀—日本人の季節感覚—」『日本民俗文化大系 第9巻』（同上、1984）などがある。

4) 古川貞雄『村の遊び日』（東京、平凡社、1986）。

5) 農民の日常生活全般において村落共同体が果たした様々な役割を考察した最近の研究成果については、渡辺尚志『近世村落の特質と展開』（東京、校倉書房、1998、23～49頁）に簡略に紹介されている。

6) 国立史料館編『近江国鏡村玉尾家永代帳 史料館叢書10』（東京、東京大学出版会、1988）。

家の歴代家主が、1744年（寛保4）から1878年（明治12）まで約130年にわたって毎年の主な出来事のみを記録した年代記形式の日記である<sup>7)</sup>。毎日の出来事を記録するという意味の「日記」という名称を冠しているが、実際には年単位でその年の主な出来事と事項のみを記載する「年代記」形式をとっており、出来事の顛末を細密に分析するよりは、長期間にわたって反復的に記録された記事の内容を整理し、記録者の行動パターンを把握する際に有益に活用できると考えられる。そこで本稿では、記事の内容を私的と公的の各領域に分け、それぞれ①家、②村落、③領主、④社会といった4つの大分類項目に区分した（表1）。そして、大分類項目の下にいくつかの小分類項目を設けることで、記事の内容をより体系的に整理することを試みた。

【永代帳】は、記録者である玉尾家の歴代家主が鏡村の村役人を務めていたという点から、「庄屋日記」ということもできる<sup>8)</sup>。庄屋日記は、村落内で庄屋・年寄の職務を遂行した記録者の社会的・経済的な位相を反映し、村役人の職務のみを記録した「公職日誌」に近いものから、記録者個人の関心や興味から、村落内の雑事、家事、風聞などを詳細に記録した「私的性格」を帯びたものに至るまで、その内容と形式は極めて多彩である<sup>9)</sup>。【永代帳】は、村役人の通常の職務のみを記録した公職日誌とは異なり、生活風習、宗教生活、身の回りの雑記、風聞といった私的領域に属する日常の姿を素朴に描いており、江戸時代の村民の余暇生活を再構成するのに適した資料といえる。これらを踏まえて、本研究では次の2つの点に着眼して研究を進めたい。

まず第1に、農村の余暇活動が宗教生活と密接に関連していた点に注目し、「庄屋日記」に記録された宗教に関する記事を余暇の観点から検討したい。これを通じて、農民の奢侈と遊興を厳しく制限しようとした江戸幕府の統制と監視の中で、庶民がどのように余暇活動の正当性を得ようとしたのか、また、宗教行事と密接に関連していた娯楽文化の実態がどうであったのか考察してみようと思う。

- 
- 7) 【永代帳】は、5代目当主の藤左衛門の隠居記事から始まり、9代目当主の親義の隠居と寺院行事に関する記事で終わる。【永代帳】は全部で1012件の記事からなるが、これは1年平均にすれば約7.7件に当たる。縦24cm、横17cm、厚さ12cmの一冊からなり、表表紙とその裏にそれぞれ「甲 寛保四歳 永代帳 子 正月吉日」、「永代私用留日記 玉尾藤左衛門定治代」とあり、記録の開始年と記録物の名称、作成者を記している。記録物の名称を「永代に私用を留める日記（永代私用留日記）」としている点から、私記録としての性格がうかがわれる。国立史料館編『近江国鏡村玉尾家永代帳』本文編、3頁。
- 8) 江戸時代には、江戸幕府の兵農分離政策により武家階層が都市に集住し、農村の代表者である庄屋を含めた行政事務者または補助者の役割を果たす村役人も識字力を持っていた。経済的に上層農民に属した彼らは、村の行政や世の中のことに関する様々な記録を作成したが、これを「庄屋日記」と呼んでいる。村落の生活の様々な様態や経験を綴っているという点から、生活史研究の史料として「庄屋日記」が注目されている。庄屋日記を素材とした生活史研究については、永本邦彦「近世の農民生活—庄屋の交遊関係から」（日本村落史講座編集委員会、『日本村落史講座7 生活Ⅱ近世』、東京、雄山閣、1990、3～4頁）を参照。
- 9) 貴族や僧侶、武家によって残された中世の日記記録は、子孫に家産と家業を伝授する際に役に立つ経験や記憶を伝承する一種のマニュアルとして作成された点から、古文書に次ぐ一次史料として中世史研究者に早くから注目されてきた。これに比べ、「庄屋日記」をはじめとする江戸時代の日記記録は、政治史・経済史中心の研究風土のなかで、その史料的価値が多少看過されてきたといえる。80年代後半以後、地方史研究の進展によって各地域で庄屋日記が発掘されることで、これを利用した様々な研究が期待されている。



## 江戸時代の上層農民の余暇と旅行(朴)

1826-1830 (文政9-天保1)	71	557,562. 386,619	572,575,618	584,599,615	353,566	544,547,596. 607,614	573	554,569	558,609	617	571,592	559,570,581. 589,590,597. 598,601	552	555,556. 593.	582.	565	564,574,594. 595,603,604. 605,613,612.	548,567,568. 576,577,585. 583,591,608. 616	560,561,563. 578,579,580. 583,591,608. 616	
1831-1835 (天保2-天保6)	57	635,640. 662	630,660,668	658,670		625,631,649. 651,652	672	645,647. 669	622,624. 638,639. 653,671.		665,667	620,621,626. 628,634,642. 644,648,654. 655,661,675	663		636,637. 643,646. 674,676 673	627,633. 650,659 673	664,623,641. 657,666	656.		
1836-1840 (天保7-天保11)	54 (55)	715.	680,709	727	717	700,726,729			677,716,7 20.		678,696. 728	684,687,691. 692,695,702. 712,717,731	711	681,699,7 01,721,72 2,723	703,710.	683,706	679,704,708. 719,724,725	682,686,688. 689,690,697. 698,718,727	685,693,694. 703,707,714	
1841-1845 (天保12-弘化2)	57 (58)	782	754,772			733,744. 753,777. 780			734,766		732,739. 751,761. 771.	736,737,738. 746,750,751. 752,756,760. 762,763,764. 765,768,769. 775	781	741,767		742,755,783. 748	740,743,747. 779	759,770,778. 776		
1846-1850 (弘化3-嘉永3)	44 (46)	813				792,797		811	785,790,7 99,804,80 8,809,814. 823,824	800,815 817,818. 822	788,807. 793,821,829. 831	816	791,795,8 03	820,826 30	794,822,8	805,827	792,796,798. 801,810,812. 819,825,827	806		
1851-1855 (嘉永4-安政2)	31			832		840		839,842. 844	834,837,8 48,858,860	849	846,847. 857	833,835,836. 838,854,855. 862	862		853	843,845		850,851,852. 856		
1856-1860 (安政3-万延1)	34					887		864	868,871,8 76,886	866,880. 890	867,881	865,885,893. 894,895,896	877,892	878,886	863	889	879,882	870,872,873. 874,875.	881	
1861-1865 (文久1-慶応1)	40	900,918		899				905	909,910	909,910	923,925. 928,934. 935	903,904,912. 917,932,933. 936		914,915. 916,919. 930.	929,931	896,926	902,921	906,907,908. 911,922,924	897,920,9 27	
1866-1870 (慶応2-明治3)	35	965							957,970		944,955. 958,966. 968,969	937,938,939. 943,954 .956	946				948,949	971	991	
1871-1875 (明治4-明治8)	26	976,997				993,995		984	981,986,9 87,988,98 9,992.		972,973,974. 975,978,979. 994			977			980,985,990. 991			
1876-1880 (明治9-明治13)	15					1001,1012	1002. 1004. 1011	998	1000,1006			999,1003. 1008,1009. 1010		1005 1007						
合計	1012 (1025)	35	46	42	27	59	39	39	74	18	57	117	26	73	42	36	87	62	94	28
				248 (24.1%)							357 (34.8%)			73 (7.1%)			349 (35%)			

\* 複数の内容を含む記事は、内容によって分類したため、1つの記事が複数の分類項目に記載され、総項目数と全体の項目数が一致しない場合もあり得る。

第2に、江戸時代の庶民の旅行に関する実態に触れる。17世紀中盤以降、庶民の間で朝廷の祖神と農業の神を祀る伊勢神宮への巡礼、すなわち「伊勢参宮」が人気を博し、旅行した人々によって数多くの旅行記が生まれた。江戸時代の旅行文化に関する研究は、主として伊勢参宮者の旅行記を素材に進められてきた<sup>10)</sup>。これに対し、本稿は、「庄屋日記」に記載されている旅行関連記事を調べる。庄屋日記の旅行関連記事は、内容自体が簡略であるとはいえ、一個人の旅行記にはない数代にわたる長いスパンの旅行記録を含んでいる。したがって、1つの家の旅行パターンを長期間にわたって分析し、旅行というものが家族構成員の間でどのような意味を持っていたのかについて考察する際に、極めて有用な資料になると期待される。

## 2. 村落内の宗教行事と余暇

### (1) 鏡村の地理的位置と玉尾家の家業形態

鏡村は、仁正寺に役所を置く市橋長政の領地へ1620年(元和6)に編入されてから明治維新に至るまで、仁正寺藩の支配を受けた。仁正寺藩全体の領地規模は約2万石で、そのほとんどが蒲生郡にある22の村と野州郡の3つの村からなっていた。仁正寺藩は、これらの村を7つの組に分け、3人の代官がそれぞれ2～3組ずつを管理する方式で村落と村民を支配した。市橋長政は、大名となった1620年に農民から年貢を徴収するために土地の面積と石高を確定する検地を実施した。検地の結果、個別の村の石高と年貢高の基準となる村高が決定され、鏡村の村高は952石4斗8合と定められた<sup>11)</sup>。仁正寺藩ではそれ以降に別途検地を行っていないため、1620年に確定した村高が江戸時代を通して鏡村に適用されたものとみられる。1746年(延享3)に鏡村が作成した『村明細帳』によれば、村落全体の生産高は952石4斗8合で<sup>12)</sup>、仁正寺藩に編入された当時と同一の村高であることが確認できる。

また、『村明細帳』の記録によると、1746年当時の村内の全世帯数は102世帯で、村民数は468人であったことが分かる。そして、村落内には先祖神として信仰された大明神をはじめ、八王子権現、若王子、竜王、雨宮を祀った5つの神社が建立されていた。また、仏教寺院として真照寺(天台宗西教寺の末寺)と大願寺(一向宗弘光寺の末寺)の2つの寺刹があった。

鏡村は、江戸と京都を結ぶ2つの主要幹線道路である東海道と中山道のうち、後者の中山道に面し、東に武佐宿、西に守山宿を中継する場所に位置していた。江戸時代の旅人は、幕府が定めた宿駅のみ宿泊できたが、旅行中に避けられない事情が生じた場合に限り、鏡村のような宿駅間に位置した村に泊まるのが例外的に認められていた。したがって、鏡村は幕府公認の宿駅地ではなかったが、部分的に宿駅として機能していた<sup>13)</sup>。玉尾家において世間の様々

10) 田村貞雄「近世のお伊勢参り道中日記一覧」【地方史静岡】29(静岡、静岡県立中央図書館、2001)は、関東地域で発掘された約360編の伊勢参宮に関する旅行記を年代順に整理して所蔵場所を示しており、史料の利用に資するところが大きい。

11) 『竜王町史 下』(竜王町史編纂委員会編、1983)、29～50頁。

12) 『村明細帳』とは、村の行政に必要とする共同運用経費を記録した帳簿をいう。本稿では、『永代帳』解題編(3～6頁)に載せられている『村明細帳』史料を利用した。

13) 『永代帳』では、安永2年(1773)9月19日に江戸から領地である和歌山に向かって帰国の途についた紀伊藩8代藩主徳川重倫の一行(『永代帳』92)をはじめ、幕府代官の宿泊事実(『永代帳』191、706)を記している。以下、史料引用は『永代帳』92のように、記事番号のみを簡略に記載することにする。

な出来事や噂を伝え聞き、これらを『永代帳』に書き残すことができたのは、このように人と物の往来が頻繁な中山道に鏡村が位置していたという立地条件の影響が大きかったといえる。

一方、1692年（元禄5）の家督相続のために玉尾家が保有していた土地記録文書によれば、1畝6歩の敷地と1町3反歩の土地を所有しており、そこからの収穫高は16石7斗8升であった。これ以降も玉尾家の土地集積は続き、1723年（享保8）に29石8斗9升、1759年（宝暦9）に43石4斗5升8合と規模が拡大した。1798年（寛政10）に6代目家主である藤七郎の四男の兵右衛門が13石4斗の土地を分け与えられて分家したため、玉尾家の土地所有が一時的に減少するが、しばらくして従来規模を回復し、幕末に至るまで年間47石程度を得ることのできる土地をしっかりと保有してきたことが確認できる<sup>14)</sup>。

このように玉尾家の土地所有の規模が持続的に拡大・維持され得たのは、農業のみならず米穀や魚肥を取引し、そこから得られる収益で周辺村民を相手とした貸付業を営むなど、多角的な家業経営を築いてきたためといえる<sup>15)</sup>。『玉尾家文書』には、1730年代以降の米穀・金銭の貸し付けに関する取引文書がしばしば見られるが、返済条件に「年貢米引き当て」と記録している点から推測して、年貢米を担保に周辺の農民に米穀と金銭を貸し付けていたものとみられる<sup>16)</sup>。そして、貸し付けた金銭を返済できなければ、翌年に利子を合算して再び貸し付けることを繰り返すことで、結局は金銭と利子の代わりに土地を譲渡してもらったかたちで土地所有を拡大させていったのであろう。

いつから玉尾家は米穀と魚肥を取引し始めたのか、正確な年代は分からない。だが、琵琶湖一帯の最大米穀集散地であった大津の米穀卸商を通じて得た大阪や江戸などの米穀取引価格と魚肥の価格を年代記に頻繁に記している点から推測すれば、商業取引によってより多くの利益を獲得するために世間の情報や世情に大いなる関心を持っていたことは明らかである。玉尾家は、所得全体のほとんどを田畑からの収穫に頼るほかの農民とは異なり、商業活動によってより多くの収益を得るため、各地の米穀と魚肥の取引価格や、豊作・凶作などに関する情報に多くの関心を払わざるを得なかった。このような点から、『永代帳』は、常に外部の情報に敏感に反応しながら対処せねばならなかった玉尾家の家業経営の上での必要性の産物といえよう。

## （2）寺院の開帳

本来「開帳」とは、仏と衆生の関係をより近づけるために寺院が所蔵する秘仏を公開する宗教行事をいう言葉であった。ところが、江戸時代に入ると、寺院の補修などに必要な財源を確保するため、秘仏を見に押し寄せる参拝客から参観料を徴収する財政事業へと、その性格と意義が変質していった<sup>17)</sup>。さらに、有名な寺院で開帳を開催する場合には、秘仏を一目見ようと各地から集まった参拝客を相手に料亭のような飲食店はもちろん、演劇公演や興行、行商人の

14) 『永代帳』解題編、12頁。

15) 玉尾家の商業活動に関しては、『竜王町史 下』（189～192頁）、鶴岡実枝子「近世近江地方の魚肥流入事情」『史料館研究紀要』3（東京、文部省史料館、1970）を参照。

16) 玉尾家で残した一連の文書群は、「玉尾家文書」という名称で国立史料館に所蔵されており、その数は2481点におよぶ。史料の目録化作業はすでに終わっており、結果は『史料館所蔵史料目録第23集』に収録され、利用上の便宜が図られている。

17) 比留間尚『江戸の開帳』（東京、吉川弘文館、1980）。

露店などが寺院の前に軒を争って仮設され、参拝客や商売人でごった返すほどであった。これに対して江戸幕府は、所轄官庁である寺社奉行所の事前許可を取り付けるように指示はするものの、宗教行事である関係から行事自体を禁止することはなかった<sup>18)</sup>。

『永代帳』には、約86件に及ぶ「開帳」関連記事が収められている。開帳に関する最初の記録は、1772年(安永元)3月の記事である。ここには、京都の清水寺をはじめとする上方地域の6つの寺院で行われた開帳が記されている<sup>19)</sup>。開帳は、江戸、大阪、京都といった大都市はもちろん、地方でも頻繁に開催された。地方の開帳行事は、江戸や京都などにある有名な寺が臨時に場所を借りて秘仏を公開する「出開帳」の形式で開かれることもあったが、地方の寺院自身が近隣の村民を相手に行事を開く場合も少なくなかった。玉尾家は、全国各地の有名な寺院はもちろん、近隣の村落の開帳行事にも多くの関心を払い、これらを記録している。例えば、1780年(安永9)3月、鏡村の北にある安養寺村の莊嚴寺で、鎌倉時代の作とされる釈迦如来を安置する釈迦堂の建立を記念して、同月朔日から30日間、参拝客に秘仏を公開したという。ところが、これに関する記事の内容のほとんどが、寺院の前に臨時に仮設された遊興施設に関する点に注目せずにはいられない。『永代帳』には、開帳を開催した莊嚴寺の前に接待女性を雇った料亭が2軒も建って営業しており、そのほかにも油で揚げた串料理を振る舞う飲食店や菓子屋が並び、多くの人々が集まっていたという内容が書かれている<sup>20)</sup>。また、1782年(天明2)、西国巡礼の旅の32番目の札所である叡山の観音正寺で、8月朔日から9月20日までの50日間、十一面千手観音像が公開された。藤七は、寺院の前に参拝客を相手とする演劇、綱渡り、相撲、料亭といった様々な遊興店が立ち並んだ事実について言及し、「人ばかりで非常に騒々しい」と感想を述べている<sup>21)</sup>。

このように、開帳に関する記事の多くは、寺院の前に臨時に仮設された遊興店舗に関係するもので満たされていることが確認できる。さらに、記事の最後の段落には、「多くの人々が押し寄せた」、「人ばかりで非常に騒々しい」、「大成功であった」と自分の評価を付け加えている。これを通じて、玉尾家は参拝客の多さを基準に開帳行事の成功の可否を判断しようとしていたことが推察できる。このような点から推測すると、開帳への関心が、秘仏を見るという宗教的な信仰心よりも、参拝客相手に仮設された様々な遊興店舗や芸能公演への好奇心にあったことが分かる。平凡な日常から脱して娯楽と遊興を楽しむことができる機会が不足していた地方の村民たちにとって、寺院の開帳行事は、参拝客相手に各地から蝟集した商人たちの騒々しい客引きと、歌舞伎、相撲、綱渡りなどの技芸や娯楽を楽しむことができる絶好の機会であらう。

前述の通り、開帳は、寺院の運営に必要な資金を工面するための行事であったから、これを準備する村落側では、歌舞伎公演などといった興行を開いて近隣の村民からの幅広い参加を募ろうと努めた。そして、苦勞して準備した興行が失敗しないように、周辺の村民に寄付を求め

18) これに関する幕府側の具体的な指示事項は、「祭礼之部」『御触書寛保集成』(東京、岩波書店、1934)などの幕府法令集を通じて知ることができる。

19) 『永代帳』41。

20) 『永代帳』123。

21) 『永代帳』143。

る場合もあった。鏡村の隣村である池田村の池福寺では、1832年（天保3）8月27日から9月12日までの2週間の日程で薬師如来を公開する開帳を開催し、鏡村の有力者であった玉尾家の庄五郎に対し、行事への参加とともに若干の寄付を求めた。だが、庄五郎はこれを無視して応じなかった。そのような折、領主である仁正寺藩は、日照りの被害を調べるために代官を各村へ派遣するとともに、庄五郎に対して代官を支援して周辺村落の現況を調査するよう指示した。9月4日の午後2時頃、森尻村を最後の村として日照り被害の調査が完了する際に、森尻村の村役人から、池田村で開帳行事の一環として歌舞伎を公演しており、観覧しやすいように観覧席も用意されているという話を伝え聞いた。予定していた調査作業が早く終わり、気分によとりが生じたのか、あるいは歌舞伎公演の話に心が揺らいだのか、庄五郎は帰路につかずに代官ら一行とともに歌舞伎公演を観に行った。しかし、よりによって行事への参加と寄付を求めている池田村の役人に会場で鉢合わせになったため、バツが悪かったのか庄五郎は「薬師様御膳料」として南鐐銀1片（金1両の8分の1の価値）を寄付して帰ることになる。

このエピソードは、開帳行事の募金が、秘仏へのお布施というような、周辺村民の自発的な参拝によるものばかりではなく、近隣地域の有力者に対する寄付の呼び掛けによっても行われていたことを示唆している。貸付業と米穀・魚肥の商品取引を通じ、地域の有力者として活動していた庄五郎は、当初は池田村の要請を拒んだが、薬師如来の御膳料という名目で、近隣の村で開催された開帳行事を財政支援したことになる。将来は鏡村でも開帳を開催するかも知れないため、この庄五郎の寄付行為は、村の行政を実質的に牽引する地域有力者の相互扶助という次元で行われたものと捉えることもできる。だが、『永代帳』を見ると、開帳のみならず、近隣の村で開催される祭りや娯楽行事に「御花」の名目で祝い金を渡したケースが少なくないことが分かる<sup>22)</sup>。例えば、1822年（文政5）7月17日、近隣の紺屋町にある常念寺で人形劇が開かれたが、「干ばつのために（竜王宮で）雨乞いをする間は自粛するから観覧しに行くことができない」と、人形劇を見ることができない無念さをこぼしつつ、南鐐銀1片を「御花」として渡した事実を知ることができる<sup>23)</sup>。

このような事例を通じて、地方で開催される祭りや娯楽行事が、行事を主催する個別の村の領域を超え、周辺の村民の活発な参加や協力はもちろん、玉尾家のような地域の有力者の財政的支援をベースに形成されたという点を確認できる。玉尾家のような地域の有力者は、近隣の村で開催される祭りや娯楽行事に「御花」代といった一種の祝い金を提供することにより、彼らが期待されている公的な役割の一部を果たすことができたのであろう。18世紀中葉以降、開帳のような宗教行事が地方で活発に開催された背景には、これを娯楽や遊楽の機会として受け

22) 歌舞伎などの興行は、行事を主催した村落だけでなく、これを観覧しに来た近隣住民も含んだ地域住民の共同の行事と認識され、「御花」、「酒代」といった名目の祝い金をやりとりする 경우가少なくなかった。大藤修『近世の村と生活文化—村落から生まれた知恵と報徳仕法—』（東京、吉川弘文館、2001）、427頁。

23) 『永代帳』520。これ以外にも、玉尾家では、1834年（天保5）3月5日から7日間、隣の弓削村が神社の石垣建設に必要な資金を工面するために開催した演劇公演に金3両を支援している（『永代帳』664）。それだけでなく、1838年（天保9）の秋には、川守村の西光寺で新たに鐘を鑄造することになり、これに要する経費の一部を寄付するように求められて金100疋を渡した事実が確認できる（『永代帳』710）。

入れた地方の村民の積極的な参加はもちろん、蓄積された富を寄付や祝い金といったかたちで社会的に還元することで郷村支配の安定を図った上層農民の財政的な後ろ楯が大きかったといえよう。

### (3) 神社の祭礼

江戸時代の農村の休日に関する古川貞雄の研究によれば、休日は村内の神社祭礼行事からはじまり、日数は20日から30日以内が一般的であったという<sup>24)</sup>。神社の祭礼行事は、農作業が忙しい農繁期にも頻繁に行われたが、これは単調な労働からしばし解放されて休息をとり、日常への復帰を準備する余暇としての機能を果たしたためであった。表1の雨乞い祭と村内寺社の項目には、神社と寺院で行う各種祭礼と祝いの行事に関する内容が含まれている。鏡村の場合、村内にあった5つの神社のうち、雨を降らせる御利益があると噂だった竜王宮の祭礼が最も重視されたものとみられる。現在の竜王宮の祭礼行事は、水利施設の近代化により雨乞いとしての本来の目的が失われ、村の祭りとしての役割が重視されて毎年7月10日に行われている。江戸時代当時は、5月末から7月初めの間に日照りになって農作業に支障が生じる場合に臨時に開催された。だが、当時は水利施設の不備により、鏡村の雨乞いは事実上ほぼ例年行事のように行われた。

記録によると、鏡村の雨乞いは1754年(宝暦4)7月頃に始まったことが確認される<sup>25)</sup>。雨乞いは、まず庄屋をはじめとする村の何人かの代表者が村の西にある鏡山の頂上に建つ竜王宮に入り、外との接触を断って、日照りが解消するよう雨乞いをする祈祷をする。だが、雨が降らず、村の代表者の祈祷が1ヵ月以上続く場合も少なくなかった。このように祈祷が長期間続くと、村民一同は真照寺で会合し、全村民が参加する雨乞いを計画した後、各自が担う役割を相談して決めた。各自の役割が決まると、全員集まって白旗を掲げて大太鼓と銅鑼を叩きながら鏡山に登り、交代で竜王宮に籠もって祈祷を続けた。そして、雨を降らせる竜王神を喜ばせるためにみんなで費用を集め、笹踊りや狂言といった祭り行事を準備した。笹踊りや狂言といった祭り行事は、主に村の青年たちが中心になって準備した。村民全員が参加する祭りが続くなか、ついに待望の雨粒が落ち始めると、村民はみんな飛び出して踊りながらこれを祝った。そして、雨が降った次の日は、それまでの労をねぎらい、本格的な農作業を始める前の事前準備として一日休んだ。このように、主に田植えにさしかかった時期に行われた鏡村の雨乞いは、雨を渴望する宗教的的信心から村民の心を1つにまとめる統合の機能を持っていたのはもちろんのこと、笹踊りや狂言といった祭り行事を通じて、単調な日常の労働から解放されて気分転換をする余暇の機能を果たしていた。

【永代帳】には鏡村のほか、近隣の村で行われた祭礼行事に関する記事も少なくない。その

24) 古川によれば、休日は幕府ではなく村落主体で決められたという。すなわち、単婚の小家族中心の村落共同体が成立した17世紀後半以降、農業経営に必須である用水や山林などを共同で利用するため、合意に基づく村政運営が主流となる過程で、自然と村落を単位とする休日慣行も定着し始めた。だが、18世紀後半に入り、商品経済の進展によって没落農民が奉公人化し、彼らが雇用労働の基盤を成すと、彼らの要求によって臨時に休む日が徐々に増えていくことになった。古川貞雄、前掲書、76～151頁。

25) 【永代帳】4。

うち、苗村の苗村神社は、30あまりの周辺村落の先祖神を祀る社で、昔から近隣の村民も参加するかたちで神位を奉った9つの御輿を担いで行進する行事が毎年9月2日に開催された<sup>26)</sup>。苗村神社の祭りは、近隣の村落住民が共同で参加し、大規模で盛大なことから、これを一目見ようと周辺から数多くの観覧客が押し寄せた。玉尾家では、苗村神社の祭りに多くの関心を払い、家で使役する奉公人を含めた家族全員がこれに参加して観覧した<sup>27)</sup>。

毎年一定の時期に開催される神社の祭礼行事のみならず、寺院や神社の修築に必要の費用を工面するために臨時に開催される興行公演もまた、村民としては娯楽活動を楽しむことのできる重要な機会となった<sup>28)</sup>。例えば、鏡村では、1805年（文化2）8月3日夕方に開かれた住民会議で、村内の寺院である真照寺の修築費用を工面するために演劇公演を行い、そこから得られる収益をこれに充当することを決定している。玉尾家の7代目家主である藤四郎は、「演劇公演を開催するよりも村民から寄付を集めた方がよい」と主張するが、これは受け入れられなかった。そして村民は、演劇公演に必要な各種備品や道具を購入した後、閏8月10日から22日まで、人気劇の忠臣蔵を上演した。12日から14日までの3日間は雨天で上演が中断されたため、上演日時を3日延長し、公演は25日に幕を下ろした。しかし、興行収益は取るに足らず、全体で金47両の収益のうち外部から招いた専門の俳優への出演料と舞台設備費用などを差し引いた結果、むしろ金36両の赤字になってしまった<sup>29)</sup>。残念ながら『永代帳』にはこれ以上の詳細な内容は記載されていないため、興行公演の赤字をどのように埋め合わせたのかは分からない。

だが、これと類似したケースが、富士山付近にある駿河国山之尻村で見られる。1831年（天保2）正月、山之尻村の青年たちは神社の祭り行事として歌舞伎を公演した。公演費用に全部で48両がかかったが、興行収入は振るわず、舞台設備までもすべて売却したものの、36両の赤字となってしまった。これに対し、演劇を計画した青年たちは、各自が担った役に応じて少しずつ費用を分担したが、村でも費用の一部を負担するよう依頼し、村の代表者であり富農である庄屋に祝い金の名目で金4両を捻出するよう求めた。山之尻村の庄屋は、家族ですでに男性2人、女性1人が演劇に参加して「役金」と称する分担金を1両2分も出しており、これ以上の負担は無理だと主張した。しかし、度重なる青年たちの要求に押され、結局は金1分を追加で出すかたちで、庄屋と青年たちの間で妥協する案が決められた<sup>30)</sup>。

山之尻村のケースから分かるように、地方の村民の余暇活動が増えるにつれ、歌舞伎公演などの興行が失敗し、多くの損失を出すこともあった。興行の失敗による損失は、行事を実際に準備した青年たちはもちろん、村全体がこれを被ったが、その過程で庄屋のような村落支配層が一般の村民に比べてより多くの財政的負担を強いられた事実を確認できる。鏡村の上層農民

26) 『永代帳』212、222。

27) 『永代帳』517。

28) 江戸時代中期以降、地方の村民は歌舞伎や能、相撲、人形劇といった興行を繰り返して、そこから得られる収益金を寺院や神社の修築の費用にするという名目での「勧進」行事を積極的に推進した。奢侈の禁止という側面から、庶民の余暇と娯楽を統制していた幕府や藩でも、寺院の修築のような宗教的目的を掲げる「勧進」行事だけは認めた。これに関する幕府の指示事項は、「寺社之部」、『御触書寛保集成』（東京、岩波書店、1934）などの幕府法令集を通じて知ることができる。

29) 『永代帳』367。

30) 大藤修、前掲書、427～428頁。

である玉尾家でも、興行の損失を埋め合わせるために村民に割り当てられた負担金以外に追加で財政的な寄付を求められていた可能性が高い。

玉尾家は、村の行政の責任を負う村役人層の相次ぐ経済的な没落により、1812年(文化9)6月に年寄職を務めることになり、さらにその2年後の1814年(文化11)には鏡村の庄屋職に就くに至る<sup>31)</sup>。庄屋職への就任以後、玉尾家では、家産を費やして村の行政に必要な公的経費の一部を負担するようになる。その一例として、1826年(文政9)8月11日から13日までの3日間、村の西にある鏡山の頂上にある竜王宮に石段を設置する工事が実施された。この過程で、石材を山の頂上まで運ぶために村の青年を動員する一方で、石段をあつらえる石工として七里村の金三郎らを雇ったが、彼らの間食代や酒代、人件費を含めた総経費11貫494文を支出した<sup>32)</sup>。総経費のうちの一部は、竜王宮の積立金から充当したが<sup>33)</sup>、残りの6貫400文は、庄屋である玉尾庄五郎ともう1人の庄屋である中山平助が「寄付」のかたちで負担した<sup>34)</sup>。村の行政に関する玉尾家の寄付は、このほかにも「御蔭参り」をする旅人への宿泊提供や<sup>35)</sup>、村内寺院である真照寺の各種行事費用の負担などでも行われた<sup>36)</sup>。ここで、玉尾家の財政負担が主として村の内外で行われる余暇や宗教活動に関係している点に注目すべきである。すなわち、娯楽や余暇に対する村民の要求と機会が増え、村役人が担う公的役割のうち、これに関する財政的貢献が重視されたことが分かる。結局、経済的に上層農民に当たる村役人層は、自己が蓄積した経済的な富の一部を「寄付」というかたちで宗教的祭礼や芸能活動の経費に用いることにより、彼らが社会的に求められていた公的役割の一部を果たしたのである。

31) 玉尾家では、1812年(文化9)6月に年寄職に就き(『永代帳』434)、1814年(文化11)9月には庄屋職に任命された後(『永代帳』453)、1827年(文政10)5月に庄屋から退くが(『永代帳』570)、その翌年の1828年(文政11)2月に再び庄屋職に復帰している(『永代帳』589)。これ以降、健康の悪化などを理由に庄屋職を退いたり復帰したりすることもあったが、明治維新まで庄屋職を世襲した。

32) 『永代帳』558。

33) 1822年(文政5)11月14日、越前国丹生郡開発村が、雨を降らせるのに御利益があると噂の鏡村竜王宮の分社を自分たちの村に建てるとし、代価の金1両2朱を出すを提案してきた。鏡村はこの提案を受け入れ、分社とともに雨乞いを行うのに必要な儀礼と行事内容を伝えた。竜王宮の積立金とは、まさに開発村から受け取った祝い金を指すものと考えられる(『永代帳』522)。

34) 江戸時代中盤以降、鏡村は村役人として2人の庄屋と2人の年寄をおいたものとみられる。中山家の場合、1826年(文政9)9月、当主の死亡により一度は庄屋職を退くが(『永代帳』559)、1831年(天保2)正月5日に再び復帰する(『永代帳』621)。

35) 江戸時代の旅人の中には、幕府から旅行許可証を正式に交付されないまま、主人や家族の許可なく無断で旅行する者も少なくなかった。「抜け参り」と呼ばれる無断旅行は、本来村役人の許可も得ずに向かう伊勢参宮を指す言葉だったが、次第に主人や両親の許しのない奉公人や幼い子供の伊勢参宮を意味する言葉として使われるようになった。江戸時代中期以降、奉公人の抜け参りを強制的に阻む主人は、神罰を受けるという考えが社会的に広がり、抜け参りは恒常的に発生するようになった。個別の行為の抜け参りのみならず、数回にわたって特定の年に一家庭を放棄したまま、大規模な集団をなして抜け参りを行う風俗があったが、これを「御蔭参り」と呼んだ。「御蔭参り」は、江戸時代、1650年(慶安3)、1705年(宝永2)、1771年(明和8)、1830年(天保元)の4回にわたってなされた(矢野芳子「おかげまいり」と「ええじゃないか」)『一揆 第4巻』、東京大学出版会、1984)。玉尾家では、1830年当時30貫文という決して少なくない金銭を御蔭参りの旅人への旅費として出した(『永代帳』606)。

36) 住持の袈裟の支度と法会の経費支援などに関しては、『永代帳』653、700、729、837。

### 3. 上層農民家の旅行者と旅行地

#### (1) 当主の旅行

江戸幕府は、大名の反乱を防ぐため、その家族を江戸に留めさせ、隔年で領地と江戸を往来させる参勤交代を施行した。参勤交代の実施により、江戸と全国各地をつなぐ道路はもちろん、宿泊や伝馬施設が早くから整備された<sup>37)</sup>。これは、大名の往来だけでなく、一般庶民の長距離移動を円滑にさせるインフラとなった。さらに、17世紀中盤以降の農業生産の発展により、江戸や大阪、京都を主な拠点とする全国的な商品流通システムが整備され、都市風の消費生活が農村にまで拡散して、庶民の間には遊楽を目的とした旅行が流行し始めた。江戸時代の庶民の代表的な旅行コースは、本州の真ん中に位置する伊勢神宮への参拝、すなわち「伊勢参宮」であった。

1830年（文政13）に刊行された民俗関係の百科事典である『嬉遊笑覧』には、伊勢参宮について「今日多くの人々が鹿島参拝をしてから、たいていは京・大坂・大和の参拝をする。神仏に参拝しにいくとは言うものの、遊楽を主たる内容とする。伊勢は順路において必ず参宮する」と記している<sup>38)</sup>。この説明から、当時の一般人の社寺参宮が宗教的な信仰心に基づく「参拝」というより、遊楽を目的とする「旅行」の次元でなされていたことが分かる。また、庶民の間で高い人気を博していた伊勢参宮が、実は文化や経済の中心都市である京都・大阪・奈良へと向かう順路に位置しているという地理的な立地要件によって、大きく影響を受けていた事実を確認できる。

このように、江戸時代に入ると、旅に出る庶民の姿はさほど珍しくない風景になったとはいえ、莫大な経費を要する長距離旅行は、依然としてほとんどの人にとって一生で1度か2度あるかないかの異例の経験であった。これに比べて『永代帳』には、全部で32件におよぶ長距離旅行の記事を載せている（表2）<sup>39)</sup>。このうち2件は、6代目家主の藤七の義父である堤藤兵衛の白山登頂と村民の愛宕神社参宮に関する記録で、玉尾家の構成員が実際に旅行してきたケースではない。したがって、実際に玉尾家の長距離旅行回数は30件となる。前述の通り、当時の一般農民の平均的な旅行回数は一生で1、2度に過ぎなかった点からすれば、玉尾家の場合は異例といえよう。玉尾家が長距離旅行を頻繁に行うことができたのは、まずは一定程度以上の経済力を備えた上層農家であったという点が挙げられる。だが、それ以外にも鏡村が日本の中央部である近江地域に位置し、江戸と京都を結ぶ中山道に面しているという立地条件も重要な理由の1つであろう。例えば、江戸周辺の関東地域の農村から伊勢参宮をするためには、平均で1ヵ月以上の旅行日数が必要であったのに比べて、玉尾家の伊勢参宮は平均で7～8日ほどしかかからなかった。

『永代帳』の記事が5代目当主である藤左衛門の後半生から始まっている関係から、彼の旅行記事は1753年（宝暦3）と1754年（宝暦4）にそれぞれ四国と大和一带を巡った2件のみが記載されている。これに比べ、旅行を大変好んだと思われる6代目当主の藤七は、一生で約16

37) 土田良一『近世日本の国家支配と街道』（文献出版、2001）。

38) 喜多村筠庭著、長谷川強ほか校訂『嬉遊笑覧』（岩波書店、2002）。

39) 玉尾家の旅行記録に関する出典は、表2で整理されている関係から、別途注釈を付けない。

表2 『永代帳』に収録された長距離旅行記事

	出発日	旅行者	旅行地	帰郷日	番号
1	1753 (宝暦3) 6.13	藤左衛門 (5代、59歳) ほか3人	四国	8.20	2
2	1754 (宝暦4) 2.19	藤左衛門 (60歳) ほか10人	大和	閏2.10	3
3	1756 (宝暦6) 7.16	義父の堤藤兵衛ほか1人	飛弾国白山	8.15	13
4	1757 (宝暦7) 6.	藤七 (6代、34歳) ほか2人	関東方面	10月頃	13
5	1758 (宝暦8) 3.11	さやほか4人	善光寺、谷観寺	4.5	13
6	1758 (宝暦8) 6.29	藤七 (35歳) ほか6人	大峯山および大和路参り	7.7	15
7	1760 (宝暦10) 1.25	藤七 (37歳)、さや (藤七の母) ほか4人	四国33カ所巡礼	さや一行は31日目に帰郷。藤七は3.26帰郷	28
8	1761 (宝暦11) 6.12	藤七 (38歳) ほか3人	関東方面	8.12	38
9	1764 (明和6) 7.19	藤七 (41歳) ほか8人	高野山、堺、大阪など		57
10	1765 (明和7) 2.25	藤七ほか2人	伊勢参宮、愛宕山		64
11	1776 (安永5) 6.20	藤七 (53歳) ほか2人	大峯山、室生山、伊賀西蓮寺	6.27	110
12	1778 (安永7) 3.13	藤七 (55歳) ほか5人	伊勢参宮	3.19	115
13	1778 (安永7) 11.30	村民の平助ほか7人	愛宕山		119
14	1781 (安永10) 3.16	藤七、藤四郎 (7代) ほか1人	伊勢参宮	3.23	130
15	1781 (天明1) 6.23	藤七ほか2人	高野山、笠城山、大峯山を巡り大阪を経て京都に立ち寄る	7.2	136
16	1782 (天明2) 5.14	藤七ほか2人	近江国33所巡礼	5.26	144
17	1783 (天明3) 2	藤七 (60歳)	伊勢参宮		145
18	1784 (天明4) 3.14	藤七 (61歳) ほか1人	弘法大師950周忌の大法事、高野山	3.24	156
19	1788 (天明8) 3.11	藤七 (65歳) ほか7人	大和廻り	4.3	184
20	1789 (寛政1) 9.	藤七 (66歳) ほか1人	伊勢参宮		202
21	1790 (寛政2) 3.4	藤四郎 (29歳) ほか1人	伊勢参宮	3.10	205
22	1790 (寛政2) 6.	藤七 (67歳)、末子の新蔵 (16歳)	伊勢参宮、京都祇園祭拜見 (6.14)、八幡、摂津国・播磨国の参拝所巡り、高砂から大阪へ移動、天満宮参詣 (6.25)、京都 (6.26)、唐崎と山田、草津を経て帰郷 (6.28)		205
23	1791 (寛政3) 2.	藤四郎 (30歳)	伊勢参宮		228
24	1791 (寛政3) 6.	藤四郎 (30歳)	金比羅山		228
25	1791 (寛政3) 7.14	藤四郎 (30歳)	高野山、鷲峯山、河内国		228
26	1791 (寛政3) 6.17	新蔵 (17歳) ほか3人	関東筋方面、日光山とその他	新左衛門 (9.8)、新蔵 (10.1)	228
27	1812 (文化9) 1.17	藤四郎 (51歳)	三上山妙見宮	2.9	431
28	1820 (文政3) 7.19	庄五郎 (8代、27歳) と叔父の新蔵 (46歳) ほか9人	大峯山、高野山、大阪、八幡宮、大津	7.26	488
29	1823 (文政6) 3.26	庄五郎 (30歳)	象頭山、高砂、大阪、京都	4.14	527
30	1826 (文政9) 4.19	庄五郎 (33歳)	金比羅山、室津、播磨国、大阪 (2日)、京都 (2日)	5.5	553
31	1827 (文政10) 6.27	庄五郎 (34歳)	大阪城内観覧		566
32	1839 (天保10) 2.28	庄五郎 (46歳) ほか5人	伊勢参宮		717

\*年齢は満年齢で計算した。

\*\*括弧内の地名は現在の行政地名である。

回におよんで全国各地を旅行した。藤七は、東は徳川家康を祀る東照宮がある日光山をはじめ、西は四国地域の霊験あらたかな神仏を巡礼するなど、日本各地の名勝地をあまねく見て回った。さらに、伊勢への参宮は一生で7回にわたるほどで、旅行を非常に楽しんだようである。一方、7代目の藤四郎と8代目の庄五郎は、それぞれ6回と5回の旅行記録を残している。

ところで、旅行記録で1つ注目すべきことは、彼らが初めて長距離旅行をした年齢が、30歳を前後した時期という点である。例えば、6代目の藤七は、家督を譲り受けて4年が過ぎた1757年（宝暦7）6月、29歳で西川徳左衛門、小口二郎右衛門とともに関東一帯を旅行し、約5ヵ月かけて日光山、富士山、妙義山をはじめとする様々な名勝地を巡った。7代目の藤四郎も1781年（安永10）3月、20歳で父の藤七と一緒に伊勢神宮に行ったが、一人で旅行に出たのは、家督を受けた翌年の1791年（寛政3）2月、30歳での伊勢参宮であった。そして同年6月には、四国にある金比羅山を巡り、7月14日には高野山と鷲峯山をはじめとする河内一帯を遊覧した。8代目の庄五郎は、当主としての経営の最中であった1820年（文政3）7月、27歳で叔父の新蔵や近隣の村民9人とともに高野山をはじめ奈良、大阪、京都一帯を8日間の日程で巡った。そして、当主として本格的に活動して間もない1823年（文政6）3月26日、中山平助という人物とともに約18日かけて香川の象頭山にある金比羅宮に行き、帰省の折に大阪と京都一帯を巡った。このように、玉尾家の当主は、おおむね当主の地位を譲り受けて間もない30歳前後に長距離旅行をしたという共通点を見出せる。

伊勢参宮を対象にした研究の成果によれば、関東地域の農村から旅行した男性の年代がおおよそ20代と50歳を前後した時期に二分化されていたことが確認される<sup>40)</sup>。すなわち、20代は家督を相続する年齢で、反対に50歳前後は家督を譲る年代である。家督を継承する時期である20代の若者の立場から、伊勢参宮のような長距離旅行は、未知の世界を旅して世間の様々な経験や知識を得ることのできるよい機会となったであろう。また、50歳前後に子供へ家督を譲った後の旅行は、清々しい気分で過去の人生を反芻しながら、余生を新たに再出発するために心の整理をするよい契機となったであろう。家督を継承する年代に差はあるが、玉尾家の男性が30歳前後に長距離旅行をしたのも、旅行で直面する様々な苦しい心の内や憤りを克服しながら心身を鍛錬し、将来一家の主として自分自身の責任感をより明確に認識する契機となったであろう。

## （2）家族同伴の旅行

『永代帳』には、当主以外の家族構成員による旅の事実も記録されている。普段から仏への信仰の厚かった5代目藤左衛門の夫人で6代目藤七郎の母であるさやは、3度にわたって、それぞれ夫の藤左衛門、知人、息子と知人を伴って大和一帯と信州の善光寺、四国一帯で宗教的な巡礼旅行をした。江戸時代は、参勤交代により江戸に滞在中の大名の妻子が幕府の目を盗んで江戸を脱出することを警戒し、交通の要地に関所を設けて女性の通行を厳しく監視した。夫や息子、さらには男性知人を伴ったさやの旅の形態は、女性の長距離移動が不自由であった江戸時代の一般女性がどのように長旅をしたのかを示す一例といえる。

40) 小野寺淳「道中日記にみる東海道の景観イメージ」『交通史研究』49（東京、交通史研究会、2002）、9頁。

玉尾家では、当主と息子が一緒に旅行する事例が数回見られる。普段から旅行が好きであった6代目の藤七は、1781年(安永10)3月16日、弱冠20歳を過ぎたばかりの長男の藤四郎と一緒に8日間の日程で伊勢参宮を行った。また、62歳の藤七は、隠居まで数ヶ月を残した1790年(寛政2)6月、ようやく16歳になったばかりの末っ子の新蔵を連れ、20日間にわたって四国、京都、大阪をはじめとする上方一帯を巡る長距離旅行を行った。藤七は、新蔵との親子旅行を比較的詳細に記録しているが、旅行日程の大略は次の通りである。

6月13日、藤七は新蔵と一緒に四国の香川にある金比羅寺院に到着し、金比羅大権現を参拝見物した。そして、翌日の6月14日には大阪を経て京都に上京し、江戸時代の三大祭りのうちの1つである祇園祭を見物した。息つく間もなく、その翌日の15日には、京都近隣の八幡にある石清水八幡宮へ足を運んで参拝した後、摂津国と播磨国一帯の有名な寺社を余すところなく巡った。風光明媚で噂の瀬戸内海を観覧する遊覧船が出る高砂に至ると、1人当たり銀貨9文を払い、当時一般人に人気が高かった船舶遊覧を楽しんだ。そして、高砂から大阪まで1人当たり銅銭150文を払って船で移動し、6月24日には大阪の住吉に到着した。さらに25日には、学問の神である菅原道真を祀った大坂天満宮を参拝した。その日の夕方には、天満宮一帯で開かれた天神祭のハイライトである船上行事を観覧した。そして、26日には伏見を経て京都に戻り、その後27日に京都を立ち、28日に大津に到着、山田と草津を経て帰郷した。

以上の旅行日程を通じて、藤七が陰暦6月7日から14日まで開催される京都の祇園祭と6月25日の天神祭行事に合わせて旅の日程を定めたことはもちろん、当時人気が高かった船上遊覧を楽しむために播磨国の高砂から大阪の住吉まで往来する船を利用するなど、旅行に先立って経路や日時、経費などを綿密に準備していたことが確認できる。だが、藤七にとって、新蔵との旅行は、単なる親子旅行以上の意味を持っていた。藤七の隠居を記録した『永代帳』の最後の段には、「秋風に浮世のちりハ払ひけり」という一句を記している<sup>41)</sup>。旅から3ヵ月足らずの9月16日、62歳で家督を譲って隠居した事実を念頭に置けば、普段から末っ子をとっても可愛がった藤七にとって、親子旅行は新蔵が世間の見識を高め、父子の情を篤くすると同時に、過ぎ去った自分自身の人生を反芻する思索の機会になったのではないかと想像する。

一方、玉尾家では、当主が未婚の娘を伴って旅行した事例も見出せる。1778年(安永7)3月13日、6代目の藤七のほか、九兵衛、伝吉、わき、いし、おきしの6人が行った伊勢参宮で、藤七は当時17歳の長女わきと一緒に旅行した。旅行から3年が過ぎた1781年(天明元)9月4日、わきは20歳で結婚式を挙げ、玉尾家を離れた<sup>42)</sup>。また、8代目の庄五郎は、1839年(天保10)2月28日、はま(15歳)とみほ(13歳)の2人の娘と姪のその(15歳)、そして荷物運びの平兵衛を伴って伊勢参宮へ旅立った。「伊勢参宮之事、子供引連候」という記述から、参宮が幼い娘らに世間を見物させるために計画されたものであったことが分かる。庄五郎は、伊勢に到着すると内宮と外宮を参拝し、娘らに歌舞伎公演を見せた。そして、宿泊先の備前屋に戻ると踊り手を呼んで金貨2歩を与え、この地域の名物である川崎踊りを見物させている。このように、庄五郎は、男性に比べて旅行の機会が多くなかった未婚の娘たちに対し、伊勢参宮を利用して世間の様々なものを見物させた。

41) 『永代帳』217。

42) 『永代帳』134。

大阪や京都周辺の上方地域では、父親が未婚の娘を同行したかたちで行う伊勢参宮の例が時折見られる<sup>43)</sup>。これに比べ、関東地域では、前述の通り伊勢参宮に行った旅人のほとんどが家督を継承したり譲り渡したりした20代と50代前後の男性で、婦女を同伴した旅行に関する事例を見つけるのが困難である。このような旅行形態の差が上方と関東の地域性を反映しているのかについては、今後さらなる事例研究の蓄積によって解明すべき課題であろう。だが、玉尾家の事例から分かるように、上方では結婚前に未婚の娘を伴って伊勢参宮が頻繁に行われたものとみられる。

### （3）旅行地

玉尾家が行った30件の遠距離旅行に関する記事をもとに、旅行地域を分類すると次の通りである。まず、最も頻度が高い場所は、京都、大阪、奈良近隣の名勝地や名刹を巡る上方地域で、全体の半分に当たる16回におよぶ。このうち、伊勢神宮を経由するものが2回含まれている。これに比べ、伊勢神宮のみを単独で巡る旅行は7回で、全体の約4分の1である。そのほか、長野の善光寺への参拝旅行を含め、江戸を経て日光山、富士山などを巡る関東一帯への旅行が4回である。そして、金毘羅大権現の参拝と四国一帯の霊地巡礼を含め、宗教巡礼の性格が強い四国一帯への旅行が3回におよんでいる。

30回という少なくない遠距離旅行にもかかわらず、玉尾家の主な旅行地が上方、伊勢、関東、四国の4つの地域に限定されていることが分かる。このように行き先が制限された旅行は、玉尾家のみならず、遠距離旅行の機会が多くなかった江戸時代の旅行者の一般的な旅行形態であったと考えられる。例えば、伊勢神宮に近接した地域の近江国に住む玉尾家とは異なり、関東地域の庶民の代表的な遠距離旅行は伊勢参宮であった。伊勢参宮に向かう関東地域の庶民は、貴重な旅行の機会を利用してなるべく多くの名勝地を回ろうと考えた。そのため、彼らは伊勢参宮といっても単に伊勢神宮のみを参拝して帰る場合は非常に稀で、江戸と京都を結ぶ街道である東海道と中山道を往路と帰路でそれぞれ別々に通るのが一般的であった。

さらに、関東地域の旅人は、伊勢への往路で東海道に沿って進み、沿道にある秋葉山、鳳来寺などを巡り、伊勢参宮を終えた後は、京都、大阪、奈良といった上方一帯を見物し、草津宿から中山道を通して長野の善光寺を経て帰路についた。また、旅人は、このような標準的な経路に個人的な好みを加え、観音信仰で御利益のある寺として有名な西国地域33カ所の寺利を巡る「西国三十三所巡礼」に行ったり、船舶の安全、豊漁、豊作などで御利益があると噂の金毘羅大権現を祀る香川の琴平の金刀比羅宮にまで足を運んだりする場合がほとんどであった<sup>44)</sup>。このように、関東地域の旅人の主な旅先も、伊勢を基点に京都、大阪、奈良といった上方一帯

43) 上方地域において未婚の娘を同伴した伊勢参宮の事例を報告した研究成果としては、山田正雄「近世における農民の伊勢参宮について」【史学研究】80（広島、広島史学研究会、1961）、小野寺淳「東播磨における近世の伊勢参宮—明石市東二見を事例に—」【交通史研究】35（東京、交通史研究会、1995）などが挙げられる。

44) 関東地域の伊勢参宮の旅行経路については、橋本俊哉「江戸後期のお伊勢参りの旅に見る行動特性—参宮日記の分析をもとに」【応用社会学研究】37（東京、立教大学社会学部、1995）、山田由香里「江戸時代の伊勢参宮—旅の移り変わり」(西和夫編『伊勢道中日記—旅する大工棟梁』、東京、平凡社、1999)などを参照。

を巡るか、あるいは観音信仰地を参拝する西国巡礼や、風光明媚として名高い瀬戸内海を船で行く船舶旅行を経験できる四国の金毘羅大権現に限定されていた。

関東地域の旅人とは異なり、上方に住む玉尾家では、江戸を経て日光山や富士山などを巡る関東への旅行もしたが、遠距離旅行地という点では関東地域の住民と大きな違いを見出すことはできない。このように、江戸時代の遠距離旅行が伊勢神宮を基点に京都や大阪一帯の上方、四国、江戸周辺の関東といった地に制限されていたことは、江戸と京都を結ぶ東海道と中山道の沿道を除き、遠距離旅行に必須である宿泊・交通施設がきちんと備わっていなかった点が理由に挙げられよう。さらに、一生に1、2度という貴重な長距離旅行に向かう庶民の立場からすれば、彼らの住む地域以外の旅先に関する情報を入手するのが現実的に困難であった点も、重要な理由の1つになると思われる。

一方、『永代帳』には、遠距離移動を伴う旅行のみならず、鏡村から遠くない京都への上洛記事を含め、近隣の近江地域を舞台とする近距離旅行に関する記事も少なくない。例えば、玉尾家では、病の治療のために近隣の温泉地に行ったり<sup>45)</sup>、琉球王国の使節行列を観覧するために彼らが泊まっている近隣の守山宿を行ったりしている<sup>46)</sup>。

それらのうちで特に注目すべきところは、天皇の葬儀や遷幸、皇后の葬儀行事に関する記事である。なかでも皇室の行幸に関する行事を観覧するために上京したケースは3回確認できる。まず、7代目当主の藤四郎は、18歳の好奇心旺盛な年頃に後桃園天皇の葬式を見に行った<sup>47)</sup>。藤四郎は、1779年(安永8)11月9日に逝去した後桃園天皇の葬式が12月10日に行われるのに合わせ、その日の明け方4時に家を出て葬式を見物し、翌日11日に帰宅した事実を記している<sup>48)</sup>。これとともに、1790年(寛政2)11月20日、藤七は、火災により炎上した皇居を修理するためにしばし留まっていた聖護院から皇居へ行幸する行事を見るために上京した<sup>49)</sup>。藤七は、22日に挙行される行事に多くの人が殺到することを予想し、予め20日に上京して、天皇が移動する経路の中間にある堺町に席を取って行幸の行列を見物した後、24日に帰宅した。この日の行事がとても印象的だったのか、藤七は、26日に挙行される上皇の行幸を長男の藤四郎と末子の新藏に見せるため、行事前日の25日に彼らを連れて上京し、行事を観覧した。また、8代目の庄五郎も1823年(文政6)4月3日、皇后の葬儀行列を参観するために上京した<sup>50)</sup>。京都近隣の住民がどうしてこのように皇室の行事に関心が高く、これを参観しようとしたのかは、藤七の

45) 『永代帳』206。

46) 『永代帳』219。

47) 『永代帳』122。

48) 幕府は、後桃園天皇の葬式に際し、庶民の自衛と葬儀当日の治安、秩序維持のための一連の法令を発令した。特に、葬儀行列を観覧する庶民に便宜を図るべく、15歳以上の男子は地面に立って観覧し、背が低い女性や子供は縁台に上がって観覧させるなど、細心の措置を講じた。『京都町触集成 第6巻』(京都町触研究会編、東京、岩波書店、1985)、安永8年11・12月の法令。

49) 「京都の大火災」と称される1788年(天明8)正月29日の大火災は、鴨川東側の京都市内のほとんどが炎上し、莫大な財産・人命被害をもたらした。火災当時、天皇をはじめとする皇室は、市内の北にある下鴨神社に一時避難するが、ここにも火の手が押し寄せたため、川の西にある聖護院へと居所を移し、皇居の新築が終わるまでここで生活した。京都市編『京都の歴史6 伝統の定着』(東京、学芸書林、1973)、63～65頁。

50) 『永代帳』512。

次のような記録から類推できる<sup>51)</sup>。

御車三ッ 黒くげ六人御馬ニて、赤くげ三十一人御馬ニてなへ取くけ十七人御馬ニて 左  
おり立ゑほし青侍多タあり、町奉行ハ赤セウそくニて馬、所持代ハ黒ニて馬同躰持上下着  
仕候。

葬儀の行列に関する庄五郎の記録には、皇室の凶事に対する厳肅さや敬拝の念はどこにも見  
当たらない。ただ派手な服装をした公家と武家の行列に感銘を受け、これを見たままに書いて  
いるだけである。

明治維新以降、政治権力として急浮上する天皇と朝廷が、すでに江戸時代から庶民の間では  
将軍権力に代わる存在として注目されていたという見解が存在する。例えば、皇居があった京  
都近隣の庶民が飢饉の時に税減免や救恤といった政治的目的を実現させるために皇居に集まり、  
天皇に善政を求めた事実などを挙げ、天皇の潜在的な発言権が庶民の間に影響力を与えていた  
と評価しようとする<sup>52)</sup>。だが、前述の記録から分かるように、皇室の凶事をはじめ、天皇家の  
身辺行事に庶民が高い関心を示したのは、行事自体が庶民の立場からすると1つの見事な見物  
ネタで、娯楽として受け入れられたからという点に注目すべきである。すなわち、皇室の身辺  
行事や凶事により発せられる「鳴物停止令」が、天皇の存在を庶民に認識させる重要な契機に  
なったという点は明らかではあるが<sup>53)</sup>、皇室の列を見るために駆けつけた庶民にとっての一番  
の関心は、皇室への畏敬心や敬拝の念ではなく、即物的な好奇心によるものであった点に注目  
すべきであろう。

#### 4. おわりに

本稿では、玉尾家の日記を素材に江戸時代の農村の旅行と余暇文化の一端を考察した。これ  
は、玉尾家で記録した『永代帳』が通常の庄屋をはじめとした村役人が残した公的な性格の日  
記とは異なり、生活風習、宗教生活、身辺雑記、噂などといった私的な領域に属する日常の姿  
を素朴に書き残しているために可能であった。とりわけ旅行や余暇に関する豊富な記録は、玉  
尾家のような地方の村民が日常の労働から解放され、人生の楽しみを探そうとするまた別の暮  
らしの姿を生き生きと描写している点で、注目すべき価値がある。これまで見てきた内容を整

51) 『永代帳』216。

52) 深谷克己「18世紀後半の日本」『岩波講座日本通史 第14巻 近世4』（東京、岩波書店、1995）、51  
頁。

53) 天皇の逝去をはじめ、皇室に凶事が発生した場合、幕府が日常生活の自粛を求める目的で発した  
鳴物停止令を通じて、一般庶民が天皇の存在を熟知していたという見解（深谷克己「近世の将軍  
と天皇」『講座日本歴史6 近世2』、東京大学出版会、1985）がある。これに対して藤田覚は、徳  
川将軍の死亡時に発せられる鳴物停止令は、天皇の時と比べてはるかに遵守期間が長い点を挙げ、  
「（鳴物停止令の発令が）観念的存在ではない、実際の天皇という存在を全国民が認識する重要な  
機会である同時に、将軍と天皇の間の権威的、権力的秩序を認識させる機会」と評し、将軍と天  
皇に対する民衆の認識の温度差を強調した。藤田覚「国政に対する朝廷の存在」『日本の近世2』  
（東京、中央公論社、1991）、317頁。

理すると、次の通りである。

玉尾家では、普段から近隣の村落の神社や寺院で開催される各種宗教祭礼に多くの関心を払い、これに関する様々な記録を残した。『永代帳』の中に宗教祭礼に関する記事が少ない理由は、労働と余暇、宗教祭礼と娯楽行事が両極端に区分される現代社会とは異なり、江戸時代は寺社の宗教祭礼が庶民の娯楽行事と密接に関連していたためであった。庶民の娯楽や余暇活動は、宗教祭礼という外皮を通じて、奢侈の禁止を明文化した幕藩権力の統制と監視から抜け出すと同時に、娯楽や遊びを否定的なものとして評価した当時の支配的価値観から最小限の同意を引き出すことができた。一方で、余暇に対する村民の欲求と機会が増えると、村の指導者として活動した上層農民は、自分が蓄積した経済的な富の一部を祭り行事や芸能活動の経費に用いるよう要求されるようになった。彼らは、村の内外での様々な娯楽や宗教活動に要する経費の一部分を「寄付」というかたちで負担することにより、自分達に求められていた公的役割の一部を果たすことができた。

玉尾家では、幼少期に父や兄弟を伴った家族旅行の形態で、最も大衆的な旅先である伊勢へと参宮した。結婚を前にした未婚の娘や、幼い息子を伴った形態の長距離家族旅行は、家族構成員の間の連帯感を一層強固にただけでなく、青少年期の子供の人格的な成熟を促進させるよい契機になったであろう。さらに、当主の地位を受け継ぐ30代前後の時期になると、玉尾家の男性は長時間にわたって故郷を離れ、長距離旅行をした。当主の地位を継承する時期に行う長距離旅行では、故郷では経験することができない様々な人間関係に接することで、世間への見識を高める機会になったであろう。これとともに、江戸時代の長距離旅行は、単に面白さに遊興を追求するだけにとどまらず、個人の人生において通るべき一種の通過儀礼として、重要な意義を持っていたといえる。

しかし、伊勢参宮に代表される江戸時代の庶民の長距離旅行は、その後は鉄道といった近代的な交通手段の登場により、徐々にその姿を消していく。特に、1889年(明治22)に東京新橋と神戸を繋ぐ東海道線が開通し、東海道や中山道を往復していた江戸時代の参宮文化は歴史の裏通りへと消え、代わりに鉄道を利用した新しい旅行文化が出現する。そればかりでなく、宗教祭礼の一環として施行された歌舞伎や人形劇などの庶民娯楽は、文明開化を通じて西欧的な生活様式を導入しようと考えた明治新政府により、旧来の「悪風」であると同時に神を冒瀆する行為と規定され、禁止されることになる。このように、江戸時代の庶民の旅行と余暇文化は、近代への移行過程でその多くが消滅し、または変質していった。本稿では、江戸時代の旅行と余暇の実状を考察する点を目的としたため、この過程については特に言及しなかったが、これについては今後の研究課題としたい。

(追記) 本稿は、「에도시대 상층농민의 여가와 여행」(『역사학보』189, 역사학회, 2006)の日本語訳である。翻訳して下さった田中俊光氏に深く感謝したい。